

各位

会 社 名 サンケイ化学株式会社  
 代 表 者 代表取締役社長 福谷 明  
 (コード番号 4995 福証)  
 問 合 せ 先 取締役総務本部長 宮下 武久

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 1 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 2 月 26 日開催予定の第 8 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 8 8 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更される(いわゆる「株券電子化」という)ことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規程の削除及びその他所要の変更をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	改 正 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (省略) (株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 (省略)</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (現行通り) (条文削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

<p>(以下省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の<u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取</u>、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 41 条 (省略)</p> <p>(新設) 附則 第 1 条～第 2 条</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条～第 40 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成</u>および備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条および本条は、<u>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行日の翌日から起算して 1 年を経過した日をもって削るものとする。</u></p>
--	--